

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠	一 發行號名稱及び記	○ 財務省告示第三百七十七条号
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ振替法」といふ。その規定	國庫短期財務証券大臣(第四百九回) 麻生太郎	行条件等を次年十二月四日より告示する。	行条件等を次年十二月四日より告示する。	行条件等を次年十二月四日より告示する。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 九 四 三 五	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 千 兆	面 円 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 八 八 九 二	金 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 百 百 千	額 額	応 額 市 。 ら み	争 市
円 七 五 五	で で	募 の 場 そ の	入 場
十 十 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
三 円 十	千 兆	を 圏 別 応 ち	發 別
億 六	八 二	割 内 参 応 募	行 参
二 億	百 二	り に 加 額 募	「 加
千 七	七 五	当 お 者 を 價	と 者
二 千	百 五	て い ご 順 格	い 。
百 八	四 百	る て と 次 の	う 第
九 十	二 十	。 各 の 割 高	。 I
十 万	億 円	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発		
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行		
日 加			払 額	限	札 格	第 參	市 發	競 價		
				發 競	I	加 場	行 爭	格 日		
平 成 二 十 五 年 十 一 月 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 き を 受け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 百 支 金 を と 、 さ れ に う 、 期 つ 。 き の 百 翌 円 業 業 日 日	償 當 還 た だ し と 、 償 六 年 二 月 二 月 十 七 日 業 業 日 に	た 成 二 行 額 六 年 二 月 月 十 七 日 業 業 日 に	平 成 大 額 百 百 厘 百 厘 毛 上 の そ そ れ ぞ れ 九 九 九 九	十 八 錢 四 厘 二 二 毛 上 の そ そ れ ぞ れ 九 九 九 九	額 面 格 額 百 百 厘 百 厘 以 上 の そ そ れ ぞ れ 九 九 九 九	額 面 格 額 百 百 厘 百 厘 以 上 に の そ そ れ ぞ れ 九 九 九 九	額 面 格 額 百 百 厘 百 厘 以 上 に の そ そ れ ぞ れ 九 九 九 九	の 記 載 法 又 は 規 定 に 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿